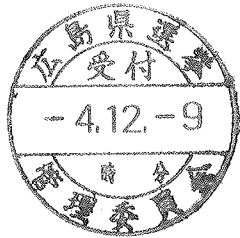


（その1）

解散



（令和 4 年分）

# 収 支 報 告 書

（ふりがな）

1. 政治団体の名称

さいちやれんじ 127号のかい  
再チャレンジ 日本の会

2. 主たる事務所の所在地

東広島市西条朝日町 10-27-1005

3. 代表者の氏名

中川俊直

4. 会計責任者の氏名

西宏玲

事務担当者の氏名

竹本翔太

（電話）

090-7898-1290

※この欄は、記入しないでください。

整理番号	リスト消込	名寄せ	資産
181010	/	有・無	有・無

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政党
<input type="checkbox"/>	政党の支部
<input type="checkbox"/>	政治資金団体
<input type="checkbox"/>	特定パーティー開催団体
<input checked="" type="checkbox"/>	その他の政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/>	2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/>	同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/>	有 現職 公職の種類 _____ 候補者等 届出者氏名 _____
<input checked="" type="checkbox"/>	無

資金管理団体の指定の期間	
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	から
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	まで

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第1号
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第2号
公職の種類	参議院議員 現職・候補者等
公職の候補者氏名	中川俊直

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 4 年 1 月 1 日	から
令和 4 年 11 月 30 日	まで

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1. 収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収入総額 (①+②)				0
① (前年からの繰越額)				0
② (本年の収入額)				0
(2) 支出総額				0
(3) 翌年への繰越額 ((1)-(2))				0

## 2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	金 額				員 数			
	百万	千	円		百万	千	人	
			0					

## (2) 寄附

ア 寄附の区分 (イを除く)	金 額				備考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附				0	
(うち特定寄附)				0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附				0	
小 計 ((ア)+(イ)+(ウ))				0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				0	
イ 政党匿名寄附				0	
合 計 (小計+イ)				0	

(その17)

## 資 産 等 の 状 況

### 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金及び通常貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残額が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

## 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4年 12月 5日

政治団体の名称

再チャレンジ日本の会

会計責任者の氏名

西 宏 治

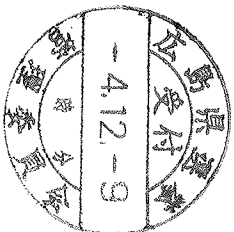
代表者の氏名  
（解散時のみ）

中川俊直



(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記入してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。



## 政治資金監査報告書

令和4年12月5日

再チャレンジ日本の会  
代表 中川 俊直 殿

登録政治資金監査人 菅川光彦  
登録番号 第3343号  
研修了年月日 平成22年2月5日

### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき再チャレンジ日本の会の令和4年1月1日から令和4年11月30日までの法第17条第1項に規定する報告書（※1）並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、再チャレンジ日本の会の主たる事務所において行った。

### 2 監査の結果

- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿は保存されていた。政治資金監査の対象においては、再チャレンジ日本に関わる支出はなく、明細書、領収書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込、振込明細書は存在しなかった。
  - (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
  - (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する報告書（※1）は、会計帳簿に基づいて支出計上されていない状況が表示されていた。
  - (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について支出の明細書及び振込明細書に関わる支出目的書は、存在しなかった。

### 3 業務制限

再チャレンジ日本の会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、再チャレンジ日本の会と政治資金監査の業務を補助した使用者その他の従業者との間においても、同様である。

以上